

## 環境保全と根室市のごみ事情

平成22年10月から収集体制等を変更

# 「混ざればごみ、分ければ資源」の取り組みを

## リサイクル品目を拡大

からリサイクル品目を拡大し、「混ざればごみ、分ければ資源」への取り組みを推進します。

資源回収の歴史については、1962年の「ちり紙交換」に始まり、1973年には、

現在も町内会が主となって実

施している「集団回収」が広

まりました。1975年には、

静岡県沼津市が、全国で初め

ての行政回収として、空き缶、

空き瓶、古紙の回収を始め、

当時の沼津市長の言葉で「混

ぜればごみ、分ければ資源」

は、今も廃棄物の資源化の啓

発標語として広く用いられて

います。

このことをきっかけに、全

国で自治体による資源ごみの

分別が加速的に始まり、19

93年には40%の自治体が行

政回収に取り組み、現在では

「循環型社会形成推進基本法」

や「容器包装リサイクル法」

により、分別収集が市町村の

義務として規定されています。  
根室市も「循環型社会」を  
形成するため、今年10月1日

## 「ごみの新分別等説明会」 の開催とガイドブックを 配布

「リサイクル品目の拡大」と「収集体制の変更」は、生活に密着した大きな関心事として、これまで多くのお問い合わせをいただいています。

こうした疑問にお答えするため、5月17日から各町内会の希望により「ごみの新分別等説明会」を開催します。

また、町内会以外の団体や事業所においても、ご要望があれば説明会を開催しますので、担当までお問い合わせください。

## 「ごみの新分別等説明会」と 「ごみ処理等についてのお問い合わせ先

市役所市民環境課環境衛生担当

TEL (23) 6111番  
内線2127・2137  
(24) 6272番

新分別のガイドブックとボスターは、5月中旬以降に町内会を通じ配布します。

## 63円の「ごみ証紙」は 使えなくなります

10月から収集ごみは、中身が見えない黒色などの色付きのビニール袋やダンボールに「ごみ証紙」を貼つての排出は禁止になります。

中身の見えない色付きのごみ袋は、収集ごみの分別監視の妨げになり、ダンボールは資源としての回収を開始するためです。

また、指定のごみ袋以外の容器では、条例に定められている容積に見合った適正な料金の徴収ができません。

このため、10月1日から63

円のごみ証紙は、粗大ゴミ(126円)を排出する以外は使えなくなります。63円のごみ証紙は既に製造を中止しましたので、店頭の在庫が無くな

## 根室市資源再生センターの整備に伴う「生活環境影響調査」の結果縦覧

「根室市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例」に基づき、次のとおり報告書の縦覧を行います。

- 対象施設 「根室市資源再生センター」
- 縦覧場所 市役所市民環境課環境衛生担当窓口、じん芥焼却場
- 縦覧期限 平成22年5月27日（土・日、祝日を除く）
- 縦覧時間 午前9時から午後4時まで
- 調査の項目 騒音・振動・悪臭



現在稼働の資源再生センター

り次第販売されません。  
証紙や色付きのごみ袋をお持ちになっている方について  
は、使用後は指定ごみ袋に切り替えるようご協力をお願  
いします。